

社会保険等未加入事業者への処分状況

平成21年7月1日～平成22年6月30日(施行後2年目1年間)

運輸局等	社会保険		労働保険	
	警告	車両停止	警告	車両停止
北海道	43件	9件	11件	3件
東北	22件	1件	7件	1件
関東	68件	76件	45件	35件
北陸信越	3件	1件	なし	なし
中部	8件	10件	5件	5件
近畿	22件	6件	12件	3件
中国	17件	2件	9件	なし
四国	15件	3件	7件	なし
九州	12件	17件	4件	5件
沖縄	なし	3件	なし	5件
全国	210件	128件	100件	57件

○車両停止の処分事業者数の合計は148社

(運輸局内訳:北海道9社、東北1社、関東90社、北信1社、中部11社、近畿7社、中国2社、四国3社、九州17社、沖縄7社)

このうち、社会保険・労働保険ともに未加入の事業者は48社

(運輸局内訳:北海道3社、東北1社、関東32社、中部4社、近畿2社、九州5社、沖縄1社)

○警告の処分事業者数の合計は235社

(運輸局内訳:北海道43社、東北22社、関東84社、北信3社、中部8社、近畿23社、中国19社、四国20社、九州13社)

このうち、社会保険・労働保険ともに未加入の事業者は60社

(運輸局内訳:北海道7社、東北7社、関東18社、中部5社、近畿11社、中国7社、四国2社、九州3社)

※平成21年10月1日より社会保険等未加入(事業の健全な発達を阻害する競争行為)に対する処分基準の強化を行った。

(強化内容)

一部未加入 初回違反 警告 → 10日車 再違反 20日車 → 60日車
 全部未加入 初回違反 20日車 → 30日車 再違反 60日車 → 90日車